

事務所からのお知らせ

佐藤事務所研修会 「いざという時に役立つ介護生活」

介護保険のこと、施設入所にかかる費用のことなどいざと言う時に役に立つ知識を介護施設の方を講師にお招きしてお話頂こうと思います。

日時：平成28年7月14日（木曜日）

17:30 ~ 受付 18:00 ~ 研修

場所：総合健康福祉センター さざんか

牧之原市静波991-1 TEL 0548-24-0025

講師：牧之原市地域包括支援センター オリーブ 施設長 岸雅子様

特別養護老人ホーム聖ルカホーム 主任相談員 森田奈津子様

参加費：無料

詳細は佐藤事務所までお問い合わせください！

<http://310-office.net/>

平成28年6月吉日

<事務所案内図>



(実はこの画像、商標登録してるんです！)

〒421-0421

牧之原市細江3203番地2

司法書士・土地家屋調査士・行政書士

佐藤寛事務所

TEL 0548-22-0063

FAX 0548-22-1409

事務所通信

少しずつ過ごしやすい季節から蒸し暑い日が多くなってきたと思ったら、先日東海地方でも梅雨入りが宣言されました。これから雨の多い季節になるのだと少し憂鬱な気分になりましたが、皆様はいかがお過ごしでしょうか。

さて、毎年行われております佐藤事務所の研修会を今年も開催します。今年は「いざという時に役立つ介護生活」をテーマに介護施設の方を講師にお招きします。ぜひご参加頂き、自分が介護する立場になった時のための予備知識として頂ければ幸いです。

そこで、今回は、介護に関連する「成年後見制度」について事例を交えながらご紹介させて頂こうと思います。

ぜひご一読下さい。



1. 成年後見制度って何？

成年後見制度とは、認知症等で自分の財産が管理出来ない方に代わって家族や司法書士などが本人に代わって財産管理を行う制度のことです。

おおまかに言うと3つの種類があります。

- (1) 成年後見・・・本人の判断能力がほとんどない(例：寝たきりの方)
- (2) 保佐・・・本人の判断能力がほとんどないわけではないが、不十分
- (3) 補助・・・本人の判断能力は(1)(2)よりあるが、まだ不十分
(例：軽いまだらぼけの方)

実際に(1)～(3)のどれに該当するのかは家庭裁判所が決めます。
認知症等で判断能力が落ちたからと言って自動的に成年後見制度が適用になるわけではないので注意して下さいね。



2. どんな時に制度を利用すればいいの？

成年後見制度の利用を考えられた方がいい場合は次のとおりです。

- (1) 遠方に住む母は、悪質商法に対し、いくつも契約を交わしており、ある日実家に戻ると、大量の健康食品が部屋中にあり、通帳のお金がかかり減っていたが、遠くにいるため管理が難しい。
- (2) 週2回デイサービスに通う一人暮らしの高齢の方が、火をつけっぱなしにしていたり、夜中に徘徊して危ないので、施設に入所した方がいいと思うが、施設の入所契約をしてくれる人が周囲にいない。
- (3) 父が亡くなり、遺産の分け方について決めたいのだが、相続人の一人である母が寝たきりで話すこともできないため、話し合いが出来ず、父の相続の話が進まない。
- (4) 施設に入所している母の入所費用のために、母の定期預金を解約しようとしたところ、銀行から「ご本人の意思を確認しないと解約できません。」と言われてしまった。

3. 制度を利用するにはどうすればいいの？

本人の住所地の家庭裁判所に申立を行い、家庭裁判所が認知症等になって判断能力が落ちてしまった人(以下、本人といいます)の代わりに財産を管理する人を選びます。(詳細は事務所までお問い合わせ下さい。)



4. 成年後見制度についてのメリット、デメリット

(1) メリット

- ・本人の財産を守ることが出来ます。

預貯金の管理や不動産の売却、相続の話し合いなど本人の判断が難しいことについて、代わって行うことが出来ます。悪質商法などからも身を守ることが出来ます。

- ・安心して生活が出来ます。

成年後見人等がつくことで、1人で住んでいても安心出来ます。

(2) デメリット

- ・職業の選択に制限が出る場合があります。

一定の職業(弁護士、税理士、司法書士など)に就けない、会社の役員(取締役や監査役)を辞めたり新たに役員になれないことがあります。

- ・原則として本人が亡くなるまで途中でやめることは出来ません。

- ・実印登録が出来ず、印鑑証明書の発行が出来ません。(成年後見の場合)

いかがでしたでしょうか？ 今回は、介護とも関連する制度の1つである成年後見制度を簡単にご紹介させて頂きました。しかし、介護には、介護保険、介護施設の費用、施設入所のことなど考えておくべきことが多いです。今後訪れるかも知れない介護生活に備えるためにも、ぜひ次ページの研修会で介護に関することを知って頂ければ幸いです。